



---

## 業務改善計画の 進捗状況について

(令和7年12月末基準)

いわき信用組合

---

---

旧経営陣が引き起こしました一連の不祥事件により、組合員並びにお客様、地域の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申しあげます。

当信用組合は、旧経営陣が長年にわたり引き起こしてきた一連の不祥事件により、令和7年5月29日に東北財務局より業務改善命令を受け、令和7年10月31日には金融庁より一部業務の停止命令を含む行政処分を受けました。

当信用組合では、6月13日に発足した新経営体制のもとで策定した業務改善計画を6月30日に東北財務局に提出し、さらに11月14日に見直し後の業務改善計画を金融庁に提出しました。現在、経営管理態勢（ガバナンス）、法令等遵守態勢（コンプライアンス）、内部管理態勢、内部監査態勢等の強化・充実、反社会的勢力の遮断に向け、役職員一丸となって取り組んでいるところであります。

今般、業務改善計画の進捗状況に関する報告書を金融庁に提出いたしましたので、その内容についてご報告させていただきます。

社会的・公共的役割を担い、より高いコンプライアンス意識をもって経営にあたるべき金融機関の役員が、社会人としてあるまじき多くの不祥事件を引き起こしたことを厳粛に受け止め、深く反省するとともに、組合員並びにお客様、地域の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねまして心よりお詫び申し上げます。

当信用組合は、本年6月に発足した新経営体制のもと、不祥事件等を二度と引き起こすことのないよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

いわき信用組合

理事長 金成 浩

---

---

## I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽 及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）	• • • 1
2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立 (第三者により検証する態勢の整備を含む)	• • • 2
3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立 (コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底)	• • • 7
4. 内部管理態勢の確立 (融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立)	• • • 9
5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保	• • • 11

## II 承諾を得ずに開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪の実施	• • • 12
--	----------

## III 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

外部機関による継続調査の実施（特別調査委員会による調査結果等）	• • • 13
---------------------------------	----------

---

---

#### IV 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断することと、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

反社会的勢力等との取引を直ちに遮断する（検討を行うことを含む）ことと、  
反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

・・・ 14

#### V 業務の一部停止命令期間中の新規顧客に対する融資業務の停止への対応について

令和7年11月17日（月）から12月16日（火）までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、  
命令発出日前に借入等の申込を受けている者を除く。）に対する融資業務の停止への対応について

・・・ 15

#### VI 健全な企業風土を醸成するための研修の実施

全役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ、法令等遵守に関して  
金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施

・・・ 15

#### VII 検査や報告に対する不適切な対応の再発防止と適切な受検・報告態勢の確立

当局による検査や報告命令に対する不適切な対応の再発防止の確保と、適切な受検・報告態勢の確立

・・・ 16

## 1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽 及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）

### これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

- 旧経営陣に対する役員退任慰労金の不支給及び返還請求
  - ・ 一連の不祥事件に関与したことを理由に、令和6年11月以降辞任した前会長ほか常勤役員7名については、役員退任慰労金を不支給とし、また、一連の不祥事件に関与していたその他の旧経営陣12名についても、支給済の役員退任慰労金の返還請求を行いました（令和7年12月）。
- 旧経営陣に対する責任追及（民事責任・刑事责任）等
  - ・ 一連の不祥事件に関与していた旧経営陣（前会長ほか19名）については、令和7年12月19日に福島地方裁判所いわき支部に民事訴訟を提起（役員の任務懈怠に基づく損害賠償請求）いたしました。
  - ・ 当組合は、令和8年1月21日に東北財務局より協同組合の金融事業に関する法律に違反したとして告発されました。告発を受けましたことを極めて重く受け止め、今後の捜査機関による捜査に誠実かつ真摯に対応し、捜査に全面的に協力してまいります。
  - ・ 旧経営陣に対しては、第三者委員会及び特別調査委員会の調査結果等を踏まえ、弁護士と刑事告訴に向けた協議を進めており、捜査当局にも相談しております。
  - ・ また、一連の不祥事件に関与した当組合債務者（迂回融資・無断借名融資の資金を提供した先）及び反社会的勢力等に対する法的措置についても、弁護士と協議を進めております。
- 現経営陣の経営責任の明確化
  - ・ 不祥事件の再発防止に責任をもって取り組むにあたり責任の所在を明確にするため、現経営陣に対して減俸処分（理事長：50%×3ヶ月減俸、その他常勤役員：10%×3ヶ月減俸）を実施しました（令和7年11月）。
  - ・ また、特別調査委員会の調査等により、職員当時に旧役員からの指示のもと反社認定すべき法人への融資案件関わっていた常勤理事1名が辞任、職員当時に旧役員からの指示のもと大口融資先への不適切な融資に関わっていた常勤理事1名に対し追加の減俸処分（30%×3ヶ月）を実施しております（令和7年11月）。

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（1）

（第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

- 会長制の廃止と常勤役員の定年制の厳格運用等
  - ・ 経営トップ主導により一連の不祥事件を引き起こしたことを踏まえ、経営トップの在任期間の長期化防止に向け、会長制の廃止（令和7年7月定款変更）、常勤役員の定年の例外規定の廃止（令和7年10月施行）を実施しました。
  - ・ また、理事長（経営トップ）の在任期間を6年に制限することについては、より厳格な運用とするため定款に明記するよう手続を進めております（令和8年6月開催予定の通常総代会に上程予定）。
- 理事定数の削減、常務理事の外部招聘、非常勤理事の増員
  - ・ 常勤理事数を3名削減する一方で、非常勤理事を1名増員して外部の声をより経営に反映させる体制を構築いたしました（令和7年12月末現在：常勤理事4名、非常勤理事4名体制）。
  - ・ なお、常務理事は信用組合の系統中央機関である全国信用協同組合連合会から招聘（コンプライアンス部門等担当）し、非常勤理事には新たに有識者2名（公認会計士、中小企業診断士・社会保険労務士）を招聘いたしました（令和7年6月）。
- 経営トップによるトップダウン体制の再発防止の徹底
  - ・ 令和7年6月発足の新経営体制では、重要事項を協議する常務会（常勤理事、常勤監事、執行役員、本部部長で構成）において、自由闊達で深度ある議論が行われるよう、丁寧かつ詳細な議案説明の徹底と心理的安全性の確保に留意した会議環境の構築に努めております。
  - ・ 常勤理事・常勤監事・執行役員・本部部長間の情報共有・意見交換を目的に開催する朝会について、開催目的（朝会は議決機関ではないこと）や運営ルール等を明確にするため朝会運営規程を制定しました（令和7年8月）。

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（2）

（第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

○ 適切な理事会運営体制の確立

- ・ 新経営体制発足以降の理事会では、非常勤理事・非常勤監事に対して丁寧かつ詳細な議案説明と発言を求めるこことを徹底しており、役員間において自由闊達で深度ある議論を行ったうえで議決を行っております。

○ 監事による経営監視機能の強化

- ・ 常勤監事と非常勤監事間の連携強化のため、常勤監事が定期的に実施する各部店への監事監査に非常勤監事が一部同行することとなりました（令和7年8月監事会で決定）。
- ・ 監事と内部監査部門（監査部）との連携強化のため、定期的なミーティング実施のほか、監査部による各部店への監査に常勤監事が同行しております（令和7年7月より実施）。
- ・ また、監事の機能強化に向け全国信用協同組合連合会による指導・サポートも適宜受けております。

○ コンプライアンス委員会の見直し等

- ・ これまで形式的な開催となっていた委員会については、全組織的なコンプライアンスへの取組み状況等を管理・報告する態勢構築に努めておりますが、現在、全国信用協同組合連合会による指導・サポートのもと、委員会の運営を含む法令等遵守態勢全般（経営トップのコンプライアンスに対する姿勢と対応、管理態勢、職員への教育・啓蒙態勢等）について再検証・見直しを行っており、他金融機関の好事例も積極的に導入することも進めております。

○ 経営懇話会の設置に向けた対応

- ・ 当信用組合の経営に総代のご意見や知見をより反映していくために設置予定の経営懇話会については、令和7年度内の設置に向けてメンバーの人選等の準備を進めております。

## 2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（3）

（第三者により検証する態勢の整備を含む）

### これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

#### ○ 経営監視委員会の設置・開催

- 当信用組合では、理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立に向け、①理事会による執行部への監督・牽制、②監事会又は監事による執行部及び理事会への監視・牽制、③執行部（常勤理事）による業務執行状況等について、中立性のもと多面的な視点から検証・評価するほか、必要な指導・提言を行う経営監視委員会を設置しております。（第1回：令和7年9月30日開催、第2回：令和8年1月8日開催）
- 当委員会では、第1回経営監視委員会での審議結果を踏まえ、令和7年10月より委員による当信用組合の重要会議（理事会、監事会、常務会、朝会）の傍聴等を適宜実施しており、各委員からは、ガバナンス態勢の現状の検証・評価、課題改善に向けた提言のほか、地域住民・経済界の視点から当信用組合に対する評価・提言をいただき、適宜対応しているところです。（第1回経営監視委員会の議事内容は、当信用組合ホームページに令和7年10月31日掲載いたしました「業務改善計画の進捗状況について」をご覧ください。）

#### 【経営監視委員会 委員】

（委員長）大野 徹也 氏 [弁護士、公認不正検査士、公認AML（アンチ・マネー・ローディング）スペシャリスト、東京弁護士会 民事介入暴力対策特別委員会 前委員長、

日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会 副委員長兼事務局長 等]

松本 三加 氏 [弁護士、元 福島県弁護士会副会長、

元 (株)大東銀行監査役、元 同行社外取締役（監査等委員、指名報酬委員長）等]

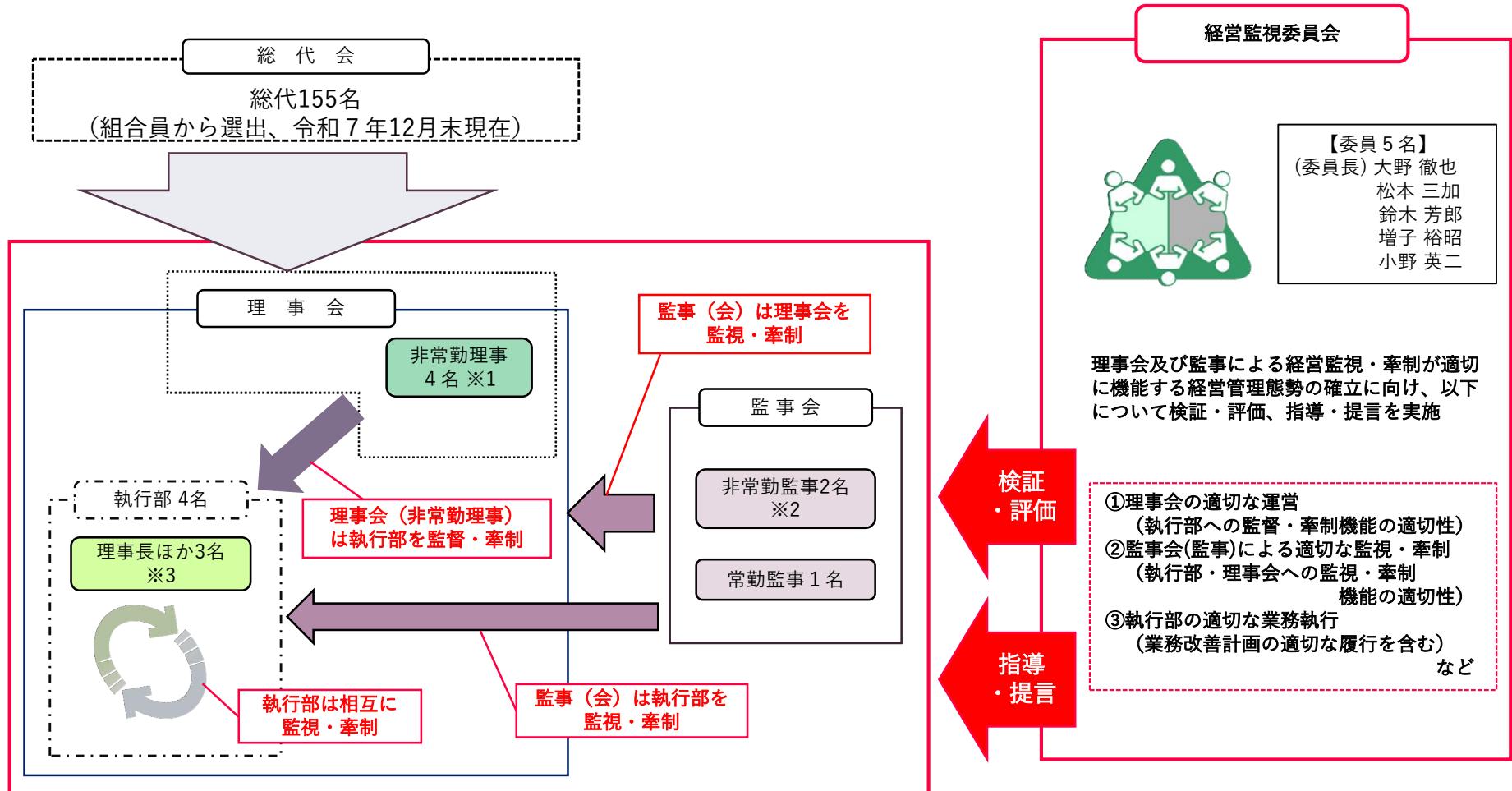
鈴木 芳郎 氏 [公認会計士、(株)ハニーズホールディングス取締役（監査等委員）]

増子 裕昭 氏 [前 いわき市代表監査委員]

小野 英二 氏 [いわき商工会議所専務理事]

# I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

## 【経営監視委員会について（概要図）】



※ 1. 非常勤理事 4名（企業経営者 2名、公認会計士、社会保険労務士・中小企業診断士）

※ 2. 非常勤監事 2名（弁護士、司法書士）

※ 3. 理事長、常務理事 2名、常勤理事 1名

# I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

## 第2回 経営監視委員会（令和8年1月8日開催）

### （1）委員会の開催結果（概要）

- ・ 執行部より、前回の委員会以降の動き（令和7年3月期決算概況、特別調査委員会調査結果、業務改善計画書の見直し、反社会的勢力遮断への取り組みプラン策定、旧経営陣に対する民事訴訟の提起 等）について報告しました。
- ・ 各委員より、前回の委員会以降における委員の活動状況（重要会議の傍聴等）や、地域における当信用組合に対する評価等についてご報告、ご意見をいただきました。
- ・ 今後の委員会の進め方等について委員間で意見交換が行われ、委員から執行部に対し、後日、非常勤役員との間で非常勤役員による当信用組合の経営の監視等について意見交換を実施したいとの要請、重要会議の議事録や各種資料については、委員が閲覧しやすいインフラ環境の整備について要請がありましたので速やかに対応いたします。

### （2）各委員からの主な意見・提言（概要）

- ・ 理事会、常務会等の会議を傍聴した。理事会では非常勤理事からも活発に意見が出されるなど、自由に議論を行うことができる風通しの良い会議環境が伺われた。監事会においては、理事会で議論される事案に対して、監事として着目・検証すべきポイント等を確りと議論することが必要である。
- ・ 融資審査においては、信用組合としての地域での役割やリスクに応じた金利設定（他金融機関との金利競争に囚われない）についても審議を徹底することが必要である。
- ・ 一連の不祥事件を公表した当初は、地域の住民や事業者から信用組合の預金や出資金の取扱いについて複数の相談を受けたが、融資を受けることが厳しくなったといった声は特に聞かれない。
- ・ 営業店の様子を観察したが、職員は丁寧に接客するなど誠実に業務に取組んでいる様子が伺われた。
- ・ いわき市が信用組合への基金の預入を再開したとの報道があった。信用組合の体制改善が進んでいることが評価されたものと認識するが、今後も地域の声を確りと踏まえて経営にあたることが重要である。
- ・ いわき市の金融機関として地域と距離が近いのが信用組合のメリットであり、そのメリットを活かした経営を心掛けてもらいたい。
- ・ 旧経営陣への責任追及や反社会的勢力遮断への取組みについては確りと行ってもらいたい。

### （3）次回委員会の開催予定

- ・ 令和8年3月を目途に開催予定。

# I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

## 3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立

(コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底)

### これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

- 法令等遵守態勢全般の再検証と見直し
  - ・ 法令等遵守態勢全般（経営トップのコンプライアンスに対する姿勢と対応、管理態勢、職員への教育・啓蒙態勢等）については、再検証・見直しを実施しており、全国信用協同組合連合会からの指導・助言を受け、また他金融機関の好事例も積極的に導入することも進めております。
- 企業風土の改革等に向けた若手・中堅職員による「いわしん再生・改革プロジェクト」
  - ・ 同プロジェクトの始動にあたっては、全職員を対象にメンバーを募集したところ19名（年齢22歳～41歳、男性14名・女性5名）の応募があり、令和7年7月から19名のメンバーでスタートいたしました。
  - ・ 各メンバーは、企業風土改革のほか業務面における改善等に向けた課題（目指すべきゴール）を設定、その内容に応じて4チーム（下表）に分かれて経営陣に向けた提案内容について議論を進めております。

チーム1（企業風土①、4名）	チーム2（企業風土②、5名）	チーム3（業務体制、5名）	チーム4（融資営業、5名）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 常軌を逸した組織風土の改革</li><li>・ コンプライアンス体制の整備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 心理的安全性の確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の効率化を図り、限られた人員・体制で顧客第一を実践できる仕組みづくり</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 融資について相談できる関係・体制づくり</li></ul>

### 3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立

(コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底)

#### これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

- 役職員が安心かつ躊躇なく相談・通報できる体制構築
  - ・ 内部通報・相談窓口については、コンプライアンス担当役員（全国信用協同組合連合会から招聘した常務理事）、コンプライアンス統括部職員のほか、女性職員等がより相談しやすいよう本部の女性職員も窓口に指定しております（令和7年6月）。
  - ・ 外部相談窓口については、当信用組合とこれまで利害関係のない法律事務所と新たに契約しました（令和7年12月）。
- 全役職員を対象にした研修の実施  
当資料15ページをご覧ください。
- 役職員による利益相反行為の防止  
常務会および理事会の議事録について、記載内容の堅確化を図るため議事録製本前と製本後の二重チェックを行っています。また新規取引により費用支出が発生した際は、常務会議事録または稟議書と当該契約書の双方を確認し、取引の正当性・妥当性を検証しております。

#### 4. 内部管理態勢の確立

(融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立)

##### これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

- 適正な融資審査と決裁手続の実施（大口融資の取扱い等）
  - ・ 大口融資（融資申込額1億円以上）案件の実行にあたっては、理事会での決議を義務付けるよう規程（信用リスク管理規程、融資決裁権限）を改正し、常務会及び理事会において厳正に審議したうえで実行の可否を決定しております（令和7年7月）。
  - ・ 既存の大口融資先の管理においては、特定の融資先への取引偏重を回避する観点から、与信管理委員会での業況報告及び対応方針の議論を経て、常務会及び理事会に上程（報告、協議）しております。
- 無断借名融資の再発防止策（融資実行後の債務者への実行案内の外部委託・郵送化）
  - ・ 融資実行後、お客様にお渡しする融資返済予定表等について、令和7年9月発送分より株式会社信組情報サービスに外部委託のうえ一律郵送する取扱いに変更いたしました（証書貸付・代理貸付の返済予定表（融資実行通知書を含む）及び手形貸付の期日到来案内が対象）。
- 内部管理態勢の強化に向けた対応
  - ・ 全国信用協同組合連合会による指導・助言も受けながら、鍵管理体制や文書管理体制についても全面的な見直しを進めています。（関係規程の全面改正、最新の鍵管理機の一斉導入等）

#### 4. 内部管理態勢の確立

(融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立)

##### これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

###### ○ 定期性預金担保の取扱い

- ・ 一連の不正融資では預金担保融資が利用されていたケースが認められたため、定期性預金担保融資の今後の取扱方針を明確にしてまいります。

###### ○ 融資申込人および連帯保証人予定者の本人確認書類の取扱い

- ・ 融資申込人および連帯保証人予定者の本人確認書類は、運転免許証の写し等を稟議支援システムに添付することで統一し、規程化してまいります。

###### ○ 期跨ぎ融資および協力融資の再発防止策

- ・ 研修等を通じて全役職員に今後は期跨ぎ融資および協力融資を絶対に許容しない旨周知徹底いたしました。また前経営体制下における異常なまでの上意下達文化を払拭するため、経営改革、法令等遵守態勢の再構築に向けたメッセージを理事長より全職員に向け発信し周知徹底しております。

## 5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保

### これまでの主な取組み状況（～令和7年12月末）

- 監査部監査の実施時期・実施頻度の見直し
  - ・ これまでの監査部監査は、過去の監査実施時期とほぼ同時期に実施していたため、令和7年度より、前年度監査で評価の低い店舗や指摘事項の多い店舗を優先して実施する方針に変更する等により、実施時期・頻度を変則的にを行い、適正な監査対応を実践できるように進めております。
- 監査部監査の監査内容及び監査方法の見直し
  - ・ 監査部監査では、一連の不祥事件を踏まえ、今後は形式的な監査とならないよう、実査における印章・オペレーションカードの保管・管理状況の検証と適切な管理に向けた指導を徹底し、また防犯カメラの映像確認の徹底やATM・金庫・貸金庫・夜間金庫に係る業務において内規に則った対応を行っているか（複数の職員で対応しているか等）の検証等も実施しております。
  - ・ また、監査部監査に際しては、当該部店の職員に不祥事案等に関するアンケート（職員自身についての質問10問、本人以外の上司・同僚・部下に関する質問10問／無記名式）も実施し、職場で起きている現象や問題点等を捉え改善策など提言できるよう進めております。
- 内部監査態勢の改善・強化に向けた対応
  - ・ 内部監査態勢の改善・強化に向け、全国信用協同組合連合会による継続的な指導・助言や経営監視委員会からの評価・検証も受けながら態勢の検証と見直しを進めております。

## II 承諾を得ずに入開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

### 承諾を得ずに入開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪の実施



- 第三者委員会の調査及び新経営体制における追加調査により判明した、ご本人の承諾を得ずに入開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族の皆さんには、理事長以下役職員が個別に訪問させていただき、一連の経緯のご説明と謝罪をさせていただきました。
  - また、訪問させていただいたものの、ご家族を含め転居先不明等により直接お会いしてお詫び申しあげることができなかつた方には、お詫びの文書をお送りさせていただきましたが、所在不明情報等を把握することができ次第、改めてご連絡させていただきます。
  - 無断借名融資先への謝罪訪問をさせていただいたこと、特別調査委員会による調査が終了したことを踏まえ、組合員の皆さんに改めて書面をもってお詫びさせていただきました。今後、組合員以外のお客様にもお詫び文書をお送りさせていただく準備を進めております。
  - 当信用組合では、金融機関としてあるまじき行為を二度と引き起こすことのないよう、役職員一同、無断借名融資など一連の不祥事件の再発防止に努めてまいります。
- ※ 無断借名融資の名義人の方につきまして、第三者委員会の調査報告書では263先（X 1 グループ※の迂回融資先のペーパーカンパニー3社を含む）とされておりましたが、新経営体制における再調査等により、無断借名融資の名義人の方の数は242先（X 1 グループの迂回融資先のペーパーカンパニー3社を除く）であることを確認いたしました。

※ X 1 グループ：令和7年5月30日付 第三者委員会調査報告書の「甲事案」（ペーパーカンパニー3社に対する迂回融資、無断借名融資による資金提供）

### Ⅲ 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

#### 外部機関による継続調査の実施 (特別調査委員会による調査結果等)

- 
- 当信用組合は、令和7年6月13日に発足した新経営体制のもと、一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底に向け、外部専門家による独立した継続調査を実施するための特別調査委員会を設置し、令和7年10月31日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。（詳細は、当信用組合ホームページ令和7年6月30日付「特別調査委員会の設置について」、令和7年10月31日付「特別調査委員会の調査等により判明した不祥事件について」「特別調査委員会調査報告書」をご覧ください。）
  - 同委員会による調査、内部調査等の結果、第三者委員会の調査で判明しておりました不祥事件（詳細は、当信用組合ホームページ令和7年5月30日付「第三者委員会調査結果報告書」をご覧ください。）に関する新たな事実のほか、旧経営陣らが反社会的勢力に該当する先に資金提供を行っていた等の事実が判明いたしました。
  - 社会的・公共的役割を担い、より高いコンプライアンス意識をもって経営にあたるべき金融機関の役員が、社会人としてあるまじき多くの不祥事件を引き起こしましたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省し、組合員並びにお客様、地域の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。
  - これまでの外部専門家による調査や内部調査等により、可能な限りの真相究明には至りましたが、今後の関係者らに対する責任追及の徹底と、一連の不祥事件の再発防止を講じるため、弁護士と協議しながら継続した内部調査を実施しているところです。

### 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断する（検討を行うことを含む）ことと、 反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

当信用組合では、反社会的勢力との取引遮断等に向け業務改善計画を踏まえた「反社会的勢力遮断への取り組みプラン」を策定（令和7年11月）し、役職員一丸となって本プランを遂行しているところです。  
(本プランの詳細および進捗状況につきましては、当信用組合ホームページに令和7年12月19日掲載の「反社会的勢力遮断への取り組みプラン【進捗状況】について」をご覧ください。)

#### 【反社会的勢力遮断への取り組みプラン（概要）】

##### 1. 取引遮断

- ①反社会的勢力との預金取引をはじめ一切の取引関係の解消を図ってまいります
- ②融資取引については、預金保険機構の特定回収困難債権買取制度を活用し解消を図ってまいります
- ③取引開始時のチェックを徹底し、反社会的勢力との取引を入口で阻止します

##### 2. 組織構築

- ①「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守します
- ②役職員への指導を担う警察OBを採用します
- ③反社会的勢力への法的対応のため、法律事務所と契約します
- ④内部監査の内容や方法を見直し、監査態勢を強化します
- ⑤「反社会的勢力対応マニュアル」を実践的な内容に再整備のうえ、研修を定期的に実施します

##### 3. 外部専門機関と連携強化

- ①新た法律事務所を外部通報窓口とし、役職員間での相互監視体制を強化します
- ②暴力追放運動推進センター等が行う地域・職域の暴力団排除活動に積極的に参加します

##### 4. 責任追及

- ①旧経営陣への法的な責任追及（民事訴訟提起・刑事告訴）を行います
- ②不正行為に関わった反社会的勢力への責任追及を行います

##### 5. 説明責任

- ①今後、この取り組みプランの履行状況を当局へ報告します
- ②その内容はホームページで公表し、組合員の皆様、お客様、地域の皆様へ透明化を図ってまいります

## V 業務停止命令期間中の新規顧客に対する融資業務の停止への対応について

---

令和7年11月17日（月）から12月16日（火）までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、命令発出日前に借入等の申込を受けている者を除く。）に対する融資業務の停止への対応について



業務停止期間中においては行政処分の遵守を徹底するため、同期間中の融資実行に係る案件は全て本部稟議扱いとして融資部にてチェックを行い、新規融資を停止してまいりました。  
また、店頭においてもお客様からの照会に適切に対応し、トラブル等も発生することなく、業務停止期間を終了いたしました。

## VI 健全な企業風土を醸成するための研修の実施

---

全役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ、法令等遵守に関して  
金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施



全役職員が法令遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成することを目的として、以下の研修を実施しております。（一人あたり5日間受講、令和8年1月まで実施）

- ①反社会的勢力対応研修（コンプライアンスを含む）（2回）
- ②コンプライアンス研修
- ③金融・融資法務研修
- ④不祥事防止研修

## VII 検査や報告に対する不適切な対応の再発防止と適切な受検・報告態勢の確立

---

### 当局による検査や報告命令に対する不適切な対応の再発防止の確保と、適切な受検・報告態勢の確立



- 役職員が法令等を遵守し、当局による検査・報告命令に適切に対応するよう、今般の行政処分を受けて実施した法令等遵守に関する研修（職場離脱による集中的な研修）をはじめとする定期的な研修カリキュラムの実施、役員から職員への法令等遵守等に関する直接のメッセージ発信等を継続して実施し、役職員の意識向上、企業風土の改善を進めています。
- 一連の不祥事件（旧経営陣による当局への虚偽報告等）を踏まえ、特定の役職員が、意図的に虚偽の報告・回答を行うことを防止するため、当局等の外部への提出書類・回答書等については、一次作成者とは別の上席（管理者）において、記載内容が事実に基づいているか、誤解を招く表現となっていないか等をレビューする態勢といたしました。また、役員が当該書類の作成を担う場合も、他の役員が最終検証と承認を行う決裁プロセスとしております。